

令和4年度決算審査特別委員会報告書

令和5年9月8日第3回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された令和4年度七飯町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和5年9月20日

七飯町議会議長 木下 敏 様

令和4年度決算審査特別委員会
委員長 川上 弘一

記

1 事件名

- (1) 認定第1号 令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第2号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第3号 令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 認定第4号 令和4年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (5) 認定第5号 令和4年度七飯町水道事業会計決算認定について
- (6) 認定第6号 令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定について

2 審査の経過

令和5年9月8日、11日、12日、13日、14日、19日、20日の7日間委員会を開催した。

審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、町長、副町長、教育長、担当課長、センター長、局長の出席を求め、審査及び現地調査を行った。

3 審査の結果

(1) 認定第1号 令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について

- ◇ 決 定 不認定
- ◇ 概要及び理由

一般会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1.	歳 入 総 額	13,197,006,523
2.	歳 出 総 額	12,861,309,414
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	335,697,109
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費逡次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	7,528,000
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	7,528,000
5.	実 質 収 支 額	328,169,109
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

令和4年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額 13,197,006,523 円で、前年度と比較し、国庫支出金（子育て世代への臨時特別給付事業費補助金）や町債（災害対策等整備事業債）の皆減により、全体で 757,531,240 円減少している。町財政の根幹をなす町税の収入済額は 2,968,071,846 円で、個人町民税、法人町民税の減少により、前年度より 45,313,310 円減少している。

歳出総額は 12,861,309,414 円で、令和2年度から令和3年度への繰越事業である消防費（防災行政無線整備等委託料）の皆減により前年度と比較して、全体で 687,784,520 円減少している。

歳入歳出差引額は 335,697,109 円で、翌年度へ繰越すべき財源 7,528,000 円を差し引いた実質収支額は 328,169,109 円の黒字である。

なお、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は 50,800,720 円の赤字となり、これに財政調整基金への積立金 192,000,000 円、町債の繰上償還金 122,941,222 円を加え、財政調整基金取崩額 48,000,000 円を差し引いた実質単年度収支額は 216,140,502 円の黒字である。

町長への総括質疑においては、

- ① 道の駅指定管理料 22,199,000 円の内、合併処理浄化槽の清掃・法定検査・法定保守点検の経費の詳細について。
- ② 道の駅合併処理浄化槽について、浄化槽法第7条及び第11条定期検査によ

ると放水水質基準のBODの数値が開業以来基準を超えているが、これは不適正と思うがその見解について。

- ③ 道の駅浄化槽臭突増設工事 473,000 円について、開業当時からトイレの異臭が問題となっており、浄化槽の根本的な問題に取り組みず、臭突工事でごまかすような対策は不適正と思うがその見解について。
- ④ 浄化槽法第7条及び第11条検査結果書の保管管理の詳細について。
- ⑤ 活力のあるまちづくり推進助成金 1,656,257 円の内、フリーペーパーとして発行された、町内にある1神社の大祭をPRする内容について政教分離の観点からおかしいのではないかと町民の声が上がっているが事務執行は適正だったのか。

また、予算執行者の町長がインタビューで出ているが、一般的、または町民感情的に政治的な利用ではないかと町民の声が上がっているが、事務執行は適正だったのか。

- ⑥ ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験は、町民の意向調査としては程遠いものであり計画全体を見直すべきであるとするがその見解について。
- ⑦ 道の駅について、現地を確認した際に造成地全体の地下水位の高さが確認できた。当初設計から、盛り土の高さを現状の高さに変更した経緯について。
- ⑧ 介護保険法第22条の不正利得による返納金 4,038,480 円について、平成30年度から4年経過しているがその間に不正利得金額の返納について、どのように対応してきたのか。
- ⑨ 予備費の充用について、元来、予備費は災害や罹災者に対処するためのものとしてきたが、令和4年度では総額 15,000,000 円とし、充用額を 9,491,000 円としている。本来は専決処分等で処すべきものを安易に充用したのはなぜか。
- ⑩ 対外競技補助金及びスポーツ振興補助金の規則を改め、事実上の減額策を実施している。子ども達は全道全国で七飯町の看板を背負って一生懸命頑張っている。この姿に報いるのが行政ではないか。又、準要保護算定基準を所得額から収入額に改め、結果として小中学校の対象者を各30%減少し、金額は2,300,000 円の減額となった。しかし、一方では、子ども育成に関する基金を設立するなど、子どもに寄り添った政策をとるなど、正に逆行する行為であり、子どものひた向きの努力を評価し、家庭の経済力を勘案し、今一度、町長に努力してもらいたいが、どう考えているか。

という質疑に対し、

- ① 浄化槽管理者には、保守点検・清掃・法定検査の3つの義務が定められています。令和4年度道の駅指定管理料 22,199,000 円の内、合併処理浄化槽清掃、法定保守点検、さらに、年2回の独自の水質調査、合わせて2,995,000 円、浄化槽法第11条に基づく法定検査手数料として 40,000 円、計 3,035,000 円となっ

ております。

- ② 浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査の結果、BOD測定値が目標水質である20mg/Lを開業以来、上回っております。検査結果の総合判定としては、不適正が2回、おおむね適正が4回でしたが、町といたしてもBODの数値を基準値内にするべく、開業以来の管理の中で、管の内部清掃をはじめ、トイレ排水量を調整したり、浄化槽の中のバクテリア菌が活性化するような薬剤を投入したり、今ある設備の範囲の中で、可能な限りの工夫をして対応してきたところでございますが、結果として、数値が基準値内になっていないことは、公共施設を管理する町として、不適切であったと認識しております。
- ③ 開業当初から浄化槽の付近で臭いが出ているというお声をいただき、指定管理者の方でも、固形タイプの消臭剤を浄化槽内に吊るしたり、消臭剤を浄化槽の中に撒くなど、消臭対策を行ってきました。町としても、浄化槽内部の臭気を少しでも、緩和する手段として、令和4年度に道の駅浄化槽臭突増設工事を実施してきたところでございます。さらに、令和5年度からは指定管理者が消臭剤を浄化槽の蓋の周りに自動で噴霧する設備を独自に設置し臭気の軽減に努めているところでございます。
- ④ 検査については、指定管理者委託業務に含まれておりますので、指定管理者が適正に実施し、検査結果を保管しております。その上で、年に1回、商工労働観光課が、実績報告に基づき、確認しております。その際に、BODの数値が高いことは認識しており、2点目でご答弁したとおり、今ある設備の範囲の中で、可能な限りの工夫を対応してきたところでございます。これまで様々に対応してまいりましたが、結果として、数値が基準値内になっていないことは、公共施設を管理する町として、反省するところであり、この問題を抜本的に解決するべく、今定例会最終日に、BOD数値20mg/L以下となる改善策を導き出すための「道の駅浄化槽適正化調査業務委託」をするため、補正予算を提案するとともに、できる限り早い時期に、その改善策を実施することといたしますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ⑤ 令和4年度決算審査特別委員会において、七飯町活力のあるまちづくり推進事業助成金の交付が、政教分離の理念に反しているのではないかと、そして事務手続きの不備があったのではないかと、という点について疑念を抱かせてしまったことに対しまして、まずは謝罪申し上げます。令和4年度決算審査特別委員会において、担当課長より、北海道町村会法務支援室からの見解を踏まえ総合的に判断し、七飯町まちづくり推進条例に抵触していないことから、助成金の交付は適切であった旨の回答をしているところでございます。この度、町が当該助成金を交付した団体は、任意団体であり、宗教法人ではなく、また、特定の宗教の布教を目的とした団体ではございません。交付決定を受けた事業の内容については、地域の

小規模事業者販路拡大を図るためのマルシェや、取材を通じて高校生の中に「地域プライド」を創出するためのフリーペーパーである「マルシェ通信」などとなっており、神道の布教を目的とした行為とはいえないと考えております。しかしながら、ご指摘のとおり、当該フリーペーパーは神社のお祭りのPRを兼ねて作成したと捉えられる側面も有しており、町民に対して誤解を招く恐れがあったと認識してございます。今後、このような事態が起きないように、事務手続きに関する規則、手引き等を改正し、当該助成金を活用して発行するポスター、チラシ、フリーペーパー等については必ず事前に町に確認をすること、そして当該助成金を活用して行う事業について政教分離の原則に照らして誤解を招く恐れがないものであること、等に関する規定を追加する対策を講じます。また、私自身が取材対象の一人として当該フリーペーパーに掲載されていることにつきましてもご指摘をいただいているところです。このことが直ちに政治的利用に当たるものとの認識はしてございませんが、多くの方に誤解を与え、ご不快に感じた方がいらしたのであれば、軽率であったと反省するところでございます。

- ⑥ 七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験は、七飯町の現状分析や町民の意向などを伺うアンケート調査などを基に協議を重ねてきた諮問機関である七飯町地域公共交通活性化協議会の答申を受け、さらにパブリックコメントを経て令和4年10月に作成した七飯町地域公共交通計画に基づき、その施策実現に向けた検討事項として実施したものです。現在は、その結果を踏まえて次の施策を検討している途中でございます。この計画の期間は5年であり、情勢の変化に合わせて必要があれば見直していくことは当然であると考えておりますが、今はその必要はないものと認識しております。
- ⑦ 現地で確認された地下水位の高さは、標高25.73mです。また、建物の設計GLは、標高26.45mで設計されており、当初から変更はございません。また、盛り土の高さについては、計画の中で様々な高さが検討されましたが、最終的に現在の高さが当初の設計で、それからの変更はございません。
- ⑧ 介護保険法第22条の不正利得による返納金が発生した経緯について説明をいたします。町が指定する地域密着型サービス事業所に対し実施した監査の結果、4名分の居宅サービス計画が未作成であったことが判明したことから、平成30年5月11日に運営法人に対し、改善勧告を行うとともに、「七飯町指定地域密着型サービス事業者等指導及び監査に関する要綱」第12条の規定により、介護サービス計画が未作成であった期間に支払った介護給付費に対し、100分の40を乗じた10,788,480円の返納金の請求を行ったものでございます。町からの返納金の請求に対し、運営法人からは、一括での支払いが困難との理由で、平成30年7月から令和5年6月までの60回払いにより、1年目は8万円、2年目は13万円、3年目は18万円、4年目は23万円、5年目は28万円、最終回

の60回目に残額を支払う旨の返済計画書の提出があり、承認しております。その後、返済計画通りに、令和4年3月まで、合計44回分の返済がなされましたが、令和4年4月以降については、事業の悪化により、他に借入れしている銀行等への支払が滞っている状況で、町への支払についても、未払となりました。税務課とも対応を協議し、法人側との話し合いを重ねてまいりましたが、支払の目的が立たないことから、適正な滞納処分を執行しております。今後においても、法人並びに他の債権者の動向を確認し、対応を検討してまいります。

- ⑨ 令和4年度の子備費は、当初予算に10,000,000円を計上し、そのうち、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者への支援物資の配布に930件、3,422,000円を充当し、コロナ感染による罹患者の救済を目的とした子備費の使用となっております。このことについては、令和3年度後半から町内で、コロナ感染者が急増し、町の対応を速やかに行うべく議会とも相談させて頂き、令和4年5月24日開催の第3回議員全員協議会に情報提供をさせていただいたもので、その当時では、コロナ感染の終息が見えない状況下での子備費の使用であったことをご理解願います。

また、令和4年8月8日に発生した大雨被害による災害対応として、5,358,000円を子備費から充当させて頂き、この件についても、令和4年9月1日開催の第4回議員全員協議会に情報提供をさせていただいたもので、早急に応急復旧した箇所については子備費から、本格的な災害復旧に係る予算は専決処分による補正予算により対応したことを、ご説明しているものでございます。令和4年度の子備費の使用については、総額9,491,000円を充当してございますが、この2件で、子備費の92.5%を使用しており、これまでどおり、災害対応や罹災者・罹患者の救済のために子備費を使用したものでございます。子備費の使用については、これまでの議会での議論を踏まえ、子備費を充当するかどうかについては、慎重に判断をしており、決して安易に子備費を充当しているものではないことをご理解いただきたいと思ひます。

- ⑩ 補助金の規則を改めたのは、補助金を支出する対象・基準が明確でなかったことから、スポーツ関係でいえば中体連の主催、吹奏楽でいえば吹奏楽連盟の主催、というような、学校教育活動の延長として開催されている大会に限定させていただいた、という事でございます。ただ、他にも学校教育活動の延長と思われる大会はございますが、スポーツの多様化によって様々な競技が開催されるようになり、全ての大会に対して助成するという事にはなかなかありませんので、基準を設けさせていただいた、という事になります。なお、この基準から外れたものについては、従来はスポーツ少年団に加盟していないと支出できなかったものを、スポーツ振興補助金でカバーすることとしたもので、こちらの方では対象範囲が広まっております。

次に、準要保護算定基準でございますが、従来世帯の所得を基準として算定していたものを、世帯の収入を基準に変更したものでございます。このことによって、控除額に左右されない、世帯の適正な認定につながっております。この変更によって、従来認定されていた世帯が不認定となった、という事もございますが、世帯の状況を正確に把握する上では適切な変更であったと思っております。なお、この収入額による算定は、函館市及び北斗市においては従来より行われていたものでございます。以上のことから、対象や基準を明確化したことによって、今まで以上に公平公正な行政執行ができていますものであり、私の掲げている子育て政策に反する内容ではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

と答弁があった。

◇ 不認定理由

討論において、不認定理由として以下の項目が挙げられた。

道の駅なないろ・ななえの合併処理浄化槽から排出される水のBODと透視度に関しては排出基準を一度もクリアしていない。BODの処理目標水質は20mg/L以下と定められているが、道の駅開業の平成30年度より5年間、一度も排出基準をクリアしておらず、特に平成30年度と令和3年度は、BOD基準値に関しては8倍以上という異常値を出しているが、管理責任者の町が有効な改善策をとらなかったことは重大な法令違反行為であると認識している。この間、町は改善策として汚泥引き抜きと張り水行為をしてきたが、排出基準は一向に改善されていない。今後の対策として、道の駅浄化槽適正化調査業務委託を行う考えを町長総括質問への回答で打ち出してきたが、一般会計決算審査に関しては不認定を表明する。

また、町は活力のあるまちづくり推進助成金として1,656,257円を助成しているが、その一部はフリーペーパーとして発行され、神社開催事業をPRする内容であった。これは政教分離の原則に反する恐れがあることから、今回の一般会計の決算に関しては不認定を表明する。

その他、委員から、今回の決算審査による要求資料の提出において浄化槽法による法定検査結果の数値がいずれも基準をクリアしていないことが判明。町長においてもBOD基準値をクリアしていないことを初めて知ったと答弁があったが、施設管理者で予算執行者である町ではこの事実を把握していた。議会から指摘がなかったら、この問題は改善されなかったと認識されることから、不認定を表明すると意見があった。

以上、本会計について、起立採決をした結果、賛成1名、反対10名により不

認定すべきものと決定した。

(2) 認定第2号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- ◇ 決 定 認 定
- ◇ 概要及び理由

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入	総 額	3,138,469,687
2. 歳 出	総 額	3,125,568,887
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	12,900,800
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支	額	12,900,800
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は3,138,469,687円、歳出総額は3,125,568,887円で、実質収支額は12,900,800円の黒字であり、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は67,812,049円の赤字となったが、66,393,000円の国民健康保険財政調整基金への積立てを行い、基金残高は168,756,441円となっており今後の財政不安に備えた運営が図られている。

以上のことを踏まえ、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号 令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- ◇ 決 定 認 定
- ◇ 概要及び理由

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入	総 額	467,040,771

2. 歳 出 総 額	459,395,649	
3. 歳 入 歳 出 差 引 額	7,645,122	
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支 額	7,645,122	
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0	

本会計の歳入総額は467,040,771円、歳出総額は459,395,649円で、実質収支額は7,645,122円の黒字となっている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号 令和4年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入 総 額		2,962,851,067
2. 歳 出 総 額		2,884,150,754
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		78,700,313
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支 額		78,700,313
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は2,962,851,067円、歳出総額は2,884,150,754円で、実質収支額は78,700,313円の黒字となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の12,320,290円となっており、歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は保険事業勘定繰出金である。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号 令和4年度七飯町水道事業会計決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

総収益 486,164,301 円で 1,227,465 円の増加、総費用 443,736,168 円で 22,057,216 円の増加、差し引き当年度純利益は 42,428,133 円となり、前年度繰越利益剰余金 68,184,219 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 110,612,352 円で黒字決算となった。

当年度未処分利益剰余金 110,612,352 円から、令和5年度に減債積立金 20,000,000 円、建設改良積立金 25,000,000 円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は 65,612,352 円としている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、適切な施設整備及び維持管理を行っており、充実した安全な水の供給を図り住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号 令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

総収益 715,660,369 円で 19,893,244 円の増加、総費用 715,266,817 円で 20,149,539 円の増加、差し引き当年度純利益は 393,552 円となり、前年度繰越利益剰余金 28,063,982 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 28,457,534 円で黒字決算となった。

当年度未処分利益剰余金 28,457,534 円から、令和5年度に減債積立金 2,000,000 円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は 26,457,534 円としている。

以上、本会計については、令和2年度から地方公営企業法が適用され、適正な予算執行が行われていると判断されることから、全員一致で認定すべきものと決定した。